

県内事業者に対する物価高騰、円安等に伴う主な支援施策

令和6年7月1日時点

最新情報につきましては、必ずリンク先のホームページや窓口で御確認をお願いします。※黄色セル:今回の更新箇所

目的	事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
補助金の支給	物価高騰や物流の2024年問題といった課題に直面する県内中小トラック運送事業者に対して、生産性向上や人材確保に向けた取組を支援。 また、エネルギー価格に左右されにくい事業構造への転換を図るため、環境負荷の軽減に資する環境対応車の導入を支援。 <a href="#">物流生産性向上等支援事業</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■テールゲートリフターの導入 支援金額：導入経費(取付工賃含む)の2/3 上限額：200万円/台 上限台数：10台/事業者</li> <li>■テールゲートリフター操作者に対する特別教育 支援金額：受講料及び教材費の2/3 上限額：1千円~2万円</li> <li>■人材確保に向けた環境整備 支援金額：女性ドライバーの働きやすさにつながる施設・設備等の整備に係る経費の2/3 上限額：200万円/事業者</li> <li>■電気トラック、天然ガストラック、ハイブリッドトラック 支援金額：環境対応車と普通車両の基準価格差の10/10 上限額：73万円~1,250万円 上限台数：各10台/事業者</li> <li>■電気自動車用充電設備等 支援金額：導入費用(工事費用含む)の3/4 上限額：135万円~450万円 上限台数：10台/事業者</li> </ul>	県	物流生産性向上等支援事業支援金センター TEL:082-232-2785
資金調達	特別高圧契約により受電した電気を使用する県内中小事業者等に対し、電気料金高騰の負担を軽減するための支援金を支給 広島県特別高圧電気料金高騰対策中小事業者等支援金(第3期) 申請受付 R6.6.10~R6.8.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象者 広島県内において特別高圧で受電している中小企業者、特別高圧で受電している工業団地、商業施設等に入居する中小企業者</li> <li>■対象期間 令和6年1月~5月</li> <li>■支援額 1. 8円/kWh(令和6年1月~4月分) 0. 9円/kWh(令和6年5月分)</li> </ul>	県	広島県特別高圧電気料金高騰対策中小事業者等支援金事務局 TEL:082-545-5116
資金調達	売上減で資金繰りが厳しい <a href="#">日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資期間 最長20年</li> <li>・最長5年間元本据置</li> <li>・担保不要</li> <li>・融資上限</li> <li>◆国民事業 8千万円</li> <li>◆中小事業 6億円</li> </ul>	国	【日本政策金融公庫】 (国民生活事業) 広島支店 0570-077861 呉支店 0570-080581 尾道支店 0570-079509 福山支店 0570-079765 (中小企業事業) 広島支店 082-247-9151
事業を守る構築	新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援 <a href="#">事業再構築補助金</a> 第12回公募期間 R6.4.23 ~R6.7.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>【(A)成長分野進出枠(通常類型)】 ■補助金額 100万円~6,000万円(7,000万円) ※1)内は短期に大規模な買上げを行う場合 ※2)廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乗せ ■補助率 ・中小企業者等 1/2(2/3) ・中堅企業等 1/3(1/2) ※()内は短期に大規模な買上げを行う場合</li> <li>【(B)成長分野進出枠(GX 進出類型)】 ■補助金額 ・中小企業者等 100万円~8,000万円(1億円) ・中堅企業等100万円~1億円(1.5億円) ※()内は短期に大規模な買上げを行う場合 ■補助率 ・中小企業者等 1/2(2/3) ・中堅企業等 1/3(1/2) ※()内は短期に大規模な買上げを行う場合</li> <li>【(C)コロナ回復加速化枠(通常類型)】 今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や、事業再生に取り組み事業者の事業再構築を支援。 ■補助金額 100万円~3,000万円 ■補助率 ・中小企業者等 2/3(※1) ・中堅企業等 1/2(※2) (※1)従業員数5人以下の場合 400万円、従業員数6~20人の場合 600万円、従業員数21~50人の場合 800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは3/4 (※2)従業員数5人以下の場合 400万円、従業員数6~20人の場合 600万円、従業員数21~50人の場合 800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは2/3</li> <li>【(D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)】 ■補助金額 100万円~1,500万円 ■補助率 ・中小企業者等 3/4(※一部 2/3) ・中堅企業等 2/3(※一部 1/2)</li> <li>【(E)サプライチェーン強靱化枠】 ■補助金額 1,000万円~5億円以内 ※建物費がない場合は3億円以内 ■補助率 ・中小企業者等1/2 ・中堅企業等1/3</li> <li>【(F)産業促進上乗せ措置】 ■補助金額 各事業類型(A)~(D)の補助金額上限に準じる。 ■補助率 ・中小企業者等 1/2 ・中堅企業等 1/3</li> <li>【(G)中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置】 ■補助金額 100万円~3,000万円 ■補助率 ・中小企業者等 1/2 ・中堅企業等 1/3</li> </ul>	国	事業再構築補助金事務局 コールセンター <コールバック予約システム>  https://jigyousaikouchiku.resv.jp/
下請取引	下請取引に関する苦情又は紛争について相談したい <a href="#">下請かけこみ寺</a>	(相談対応) ・取引に関するさまざまな相談に、中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士が無料でアドバイスを行う。 (迅速な紛争解決) ・中小企業が抱える取引に関する紛争を解決するため、登録弁護士等が裁判外紛争解決手続(ADR)を行う。	国	(公財)ひろしま産業振興機構内 TEL 0120-418-618
取引先との関係構築	大企業と中小企業の共存共栄を目指し、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言した企業は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに自社の宣言内容や取組等を紹介する。 <a href="#">パートナーシップ構築宣言</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宣言した企業の宣言内容や取組等を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトへの掲載</li> <li>①「ロゴマーク」の使用</li> <li>② 国や県の各種補助金の加対象(対象補助金は今後追加予定。随時変更があるのでポータルサイトにてご確認ください。)</li> <li>【事業再構築補助金】(再掲) 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中堅・中小企業等を支援</li> <li>【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】(再掲) 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な中小企業等の設備投資等を支援 ※19次公募についての詳細は未定</li> </ul>	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「宣言」の内容について 内閣府政策統括官付参事官(産業・雇用担当)付 03-6257-1540 又は 中小企業庁企画課 03-3501-1763</li> <li>○「宣言」の提出・掲載について (公財)全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688</li> </ul>
相談窓口	昨今のウクライナ情勢や原油価格高騰などにより影響を受ける中小企業等に対し、資金繰り支援相談等を実施する。 <a href="#">ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口</a>	【県内の下記機関に特別相談窓口を設置】 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構中国本部、中国地方経済産業局	国	<a href="#">各機関にご連絡ください。</a>

目的	事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
雇用上げの促進	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成	<p><b>キャリアアップ助成金</b></p> <p>● <b>正社員化コース</b>          有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成(支援対象期間:12カ月)          ① 有期→正規:1人当たり 基本助成額 <b>80万円</b>          (大企業 <b>60万円</b>)          ② 無期→正規:1人当たり 基本助成額 <b>40万円</b>          (大企業 <b>30万円</b>)</p> <p>● <b>障害者正社員化コース</b>          障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成          【重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合】          ① 有期→正規:1人当たり 基本助成額120万円(大企業 90万円)          ② 有期→無期:1人あたり 基本助成額60万円(大企業 45万円)          ③ 無期→正規:1人あたり 基本助成額60万円(大企業 45万円)          【重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者の場合】          ① 有期→正規:1人当たり 基本助成額90万円(大企業 67.5万円)          ② 有期→無期:1人あたり 基本助成額45万円(大企業 33万円)          ③ 無期→正規:1人あたり 基本助成額45万円(大企業 33万円)</p> <p>● <b>賃金規定等改定コース</b>          有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成          ① 3%以上5%未満:1人当たり 基本助成額 50,000円          (大企業 33,000円)          ② 5%以上:1人当たり 基本助成額 65,000円          (大企業 43,000円)</p> <p>● <b>賃金規定等共通化コース</b>          ○ 有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者との共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成          1事業所当たり 基本助成額 60万円          (大企業 45万円)          &lt;1事業所当たり1回のみ&gt;</p> <p>● <b>賞与・退職金制度導入コース</b>          ○ 有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成          1事業所当たり 基本助成額 40万円          (大企業 30万円)          &lt;1事業所当たり1回のみ&gt;          ● 同時に導入した場合に加算          1事業所当たり 基本助成額 16万8,000円          (大企業 12万8,000円)</p> <p>● <b>社会保険適用時処遇改善コース</b>          短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、買上げ又は労働時間の延長を実施した場合に助成          ① 手当等支給メニュー          1人当たり 基本助成額 50万円(※1)          (大企業 37.5万円)          ② 労働時間延長メニュー          1人当たり 基本助成額 30万円          (大企業 22.5万円)          ③ 併用メニュー          1人当たり 基本助成額 50万円(※2)          (大企業 37.5万円)          ※1: 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額          ※2: 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額</p>	広島労働局 (082-502-7832)	各ハローワーク コールセンター (0120-60-3999)
	中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度	<b>中小企業向け賃上げ促進税制</b>	<p>適用期間:R6.4.1～R9.3.31までの期間内に開始する各事業年度(個人事業主については、R7年及びR9年の各年)</p> <p>【大・中堅企業】 全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除</p> <p>【中小企業】 全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除</p>	国